

平成24年（わ）第737号

原告 榎原鈴子

被告 公益財団法人ひかり協会 外3名

平成24年11月13日

岡山地方裁判所第2民事部合議係御中

原告代理人弁護士大石和昭

準備書面

第1 生活手当の決定過程と決定の違法性について

1 被告守る会は、1972年8月20日に「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（恒久対策案）」を発表した。

被告守る会は、1973年4月10日に第1波として大阪府の被害者を原告として、国、森永乳業を相手として民事訴訟を提起した。

2 厚生省山口政務次官からの働きかけで、裁判とは別に1973年10月12日から、森永、厚生省、守る会の三者による会談（三者会談）を開始した。

三者会談は、1973年12月23日の第5回目で確認書を交わし、森永が今まで拒否していた「企業責任」を認め、守る会の作成した『恒久対策案』を尊重し、同案に基づいて設置される「救済対策委員会」（その後の「ひかり協会」）の判断と決定に従うことを確約した。これは「第五回三者会談確認書」といわれ、五項目からなっており、森永の企業責任、国の行政責任が認められている。

3 「救済対策委員会」は後の「ひかり協会」であり、1974年4月25日に厚生省から財団法人としての認可を得た。以後は森永ミルク中毒の被害者の救済を恒久対策案に沿って実行する救済機関として出発することになった。

守る会は大阪をはじめとして岡山、高松と3波による民事訴訟を取り下げることを同年5月12日に決議した。

4 現在生活手当として重症被害者に支給されている年金は、恒久対策案の「Ⅱ 具体的対策中、(6)生活権の回復(イ)年金 自ら収入を得ることが出来ない被害者には国家公務員一般行政職の給与相当額を基準として年金を終身支給する」に由来するものである。

生活手当は、ひかり協会が発足後は暫定措置として障害者基礎年金1級～2級の者には調整手当として4万円を支給していた。次年度からは1級一5万円、2級一4万5000円を支給し、それに加えて1級には付加手当4万円、2級には同2万円が支給され、この暫定措置は1985年まで続いた。暫定措置が決められた1975年には、国家公務員の20才時本俸は6万2500円であったから、調整手当と付加給付を加えれば、「国家公務員一般行政職の給与相当額」という恒久対策案の規程を上まわっていた。

5 暫定措置を改悪し固定化したのが「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」（守る会、太陽の会＝被害者自身の会、ひかり協会）によってである。

このなかの「3 生活保障・援助」で、生活手当として新しい基準額が設定された。ここにおいては、「本人の所得保障の水準は、30才の勤労者の賃金の60%とする。」と決定され、「付加手当」は支給されなくなった。以後、現在までこの基準には変化がない。

6 そこで問題になるのが、「勤労者の賃金の60%」の具体的な意味内容である。守る会の元副理事長・元ひかり協会常務理事であった黒川克巳氏さえ「60%とした理由」とその「勤労者の賃金」の具体的な意味内容を知らないという。

そこでその釈明を求める文書を原告榎原の開設したホームページに掲載したが、ひかり協会からの反応（回答・釈明）はなかった。

また、「平成21年（ワ）第249号損害賠償等請求事件」（岡山地方裁判所に係属した原告能瀬の事件）において、能瀬氏が2009年5月11日守る会に対しに「文書提出命令の申立書」を持って「勤労者の賃金の60%」の「出典」を求めた。これに対し、守る会は2010年12月22日付けの準備書面（12）で「文書は現在、存在しない。」との回答をした。

ところが、2011年3月14日付けの「準備書面（14）」では「公害健康被害補償制度」を参考にしてその6割を根拠としたと陳述した。

守る会及びひかり協会が、出典、いふなれば、「勤労者の賃金の60%」の具体的な意味内容を明らかにしたのは、基準作成（「本人の所得水準は、30歳の勤労者の賃金の60%とする。」）以来初めてであった。

7 ここにおいて、ひかり協会の全ての文書で説明されていた生活手当の算出基準である「勤労者の賃金の60%」とは全く異なる基準にもとづき、生活手当の金額が算出されていたことが判明した。なぜなら、公害健康被害補償法では、被害者補償額は、「勤労者の賃金の8割」を基準として定められていたからである。公害健康被害補償法の制度については、「ひかり京都版」第45号（1976年12月10日発行）にも掲載されているし、独立行政法人環境再生保全機構のHPからも入手できる。その他『森永ミルク中毒事件と裁判』（1975年12月20日発行）の450頁でも言及されている。このように、各種資料で制度内容の把握は可能でありながら、公害健康被害補償法の「勤労者の賃金の8割」を基準として生活手当の額を計算し

たのは、故意に生活手当を低額に抑える意図でやられたものとしか考えられない。この基準、つまり「公害健康被害補償法の制度の被害者補償額の6割」の基準で生活手当を算出したとするならば、「勤労者の賃金」という表現をとるならば、「勤労者の賃金の48%」と表現すべきである。しかるに、ひかり協会、森永乳業、国は、いずれも「勤労者の賃金の60%」という表現を維持し続けた。

8 前掲の準備書面(14)で記述されている主張は次のとおりである。

「③生活手当について」

①障害者基礎年金を受給している被害者に対し、ひかり協会が支給している生活手当及び生活保障水準額の検討過程は、準備書面(6)で詳述されている。

「ひかり協会が設定する生活保障水準額において反映させる1983年当時の賃金の状況として、公害健康被害補償制度を参考にした。男・30~34才 197,500円と女・30~34才 119,800円の単純平均 158,650円の6割である 95,190円を一つの根拠とした。また、厚生年金の全受給者平均が 114,204円であったことも根拠とし、最終的に1986年度の支給開始時の生活保障水準額を 110,000円と決定した。」

9 前掲引用文書中にある準備書面(6)では、「本人の所得保障の水準額は、30才の勤労者の賃金の60%とする。算定方式とスライド方式は出来るだけ効率的で安定した制度とする。」とある。また、ひかり協会の公式文書である『ひかり協会30年の歩み』でも同一の文章を掲載している。さらに、『ひかり協会30年の歩み』の331頁『「40才以降の被害者救済事業のあり方」の基本的確認事項』でも334頁において『(2)生活手当の保障水準の考え方は、「30才をむかえての被害者救済事業のあり方」の基本的確認事項の考え方を変えない。』とある。

10 公害健康被害補償制度は、正式には「公害健康被害補償等に関する法律」といい「障害補償標準給付基礎月額」が経済情勢によって「環境省告示」として改訂されて示されている。平成18年3月30日に発表されたものは以下のとおりである。「昭和26年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生まれた者 男子 353,100円、女子 204,200円」これを単純平均すると、278,650円になる。これに60%をかけると 167,190円となるが、この算出基準を正確に言えば、これは「30才の勤労者の賃金の48%」と表現すべきである。

11 ひかり協会の生活手当は、被害者が30才の時すなわち1985年の2年前の資料を金額算定に利用し、その後もこの金額をスライドさせている。すなわち、被害者が56才になった2011年でも基礎になっているのは「30才の勤労者の賃金の60%」である。1985年の改正当時1級受給者 45,125円、2級受給者 58,100円が、2009年でも1級 57,492円、2級受給者では 73,992円である。この数字をひかり協会が根拠としたという「公害健康被害補償制度」に比べて見ると、26年間で両者の間には驚くほどの格差が生じていることが分かる。

年月：公害健康被害補償制度：単純平均：60%：生活手当：障害者基礎年金				1級	1級	合計
1983	男 197.500 女 119.800	158.650	114.204	45.125	64.875	110.000
2006	男 353.100 女 204.200	278.650	167.190	57.642	82.758	140.400
差額	男 155.600 女 84.400	120.000	52.986	12.517	17.883	30.400

(注1) 生活手当は上段は1986年の記録、障害者基礎年金の中段は2004年のもの
(注2) ひかり協会のいう生活保障水準額とは、「生活手当+障害者基礎年金」の合算額をいう。

12 公害健康被害補償制度の23年間での上昇率は1.75倍になっている。生活手当は1.27倍である。障害者基礎年金は1.27倍である。生活手当の金額を1985年の50,000円と2006年の金額57,642円と比較すると僅1.15倍の伸びしかない。1985年1級の生活手当(50,000円)+付加手当(40,000円)=90,000円と、2006年の生活手当1級57,642円を比較すると0.64倍とむしろ大幅に低下している。

第2 「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」の法的性質と不法行為責任について

1 現在生活手当として重症被害者に支給されている年金は、恒久対策案の「Ⅱ具体的対策中、(6)生活権の回復(イ)年金 自ら収入を得ることが出来ない被害者には国家公務員一般行政職の給与相当額を基準として年金を終身支給する」に由来するものである。

生活手当は、ひかり協会が発足後は暫定措置として障害者基礎年金1級～2級の者には調整手当として4万円を支給していた。次年度からは1級一5万円、2級一4万5000円を支給し、それに加えて1級には付加手当4万円、2級には同2万円が支給され、この暫定措置は1985年まで続いた。暫定措置が決められた1975年には、国家公務員の20才時本俸は6万2500円であったから、調整手当と付加給付を加えれば、「国家公務員一般行政職の給与相当額」という恒久対策案の規程を上まわっていた。

2 暫定措置を改悪し、固定化したのが「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」(守る会、太陽の会=被害者自身の会、ひかり協会)によってである。このなかの「3生活保障・援助」で、生活手当として新しい基準額が設定された。ここにおいては、「本人の所得保障の水準は、30才の勤労者の賃金の60%とする。」と決定され、「付加手当」は支給されなくなった。以後、現在までこの基準には変化がない。

3 被告ひかり協会は、ひかり協会・守る会・太陽の会の三者基本的確認事項を、

「三者が具体的な案を作成・検討するための『たたき台』である。」旨主張する。しかし、「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」は、その前文でも明らかなおり、「ひかり協会は、昭和58年度事業計画書で30歳代の被害者救済事業のあり方について検討することを決定した。協会理事会は、直ちに検討委員会を設置して問題点を整理し、昭和58年10月専門委員会諮問すると同時に守る会・太陽の会の意見を求めてきた。以来、守る会・太陽の会・協会は、昭和59年1月より6回にわたり協議し、同年10月10日、30歳代を迎えての被害者救済事業の基本事項について、次のとおり意見の一致をみた。三者は、この基本に基づいて具体案の作成・検討を行うことを確認した。」とある。

そして、「Ⅱ各論 3生活保障・援助」の項目において「本人の所得保障の水準額は、30才の勤労者の賃金の60%とする。」「算定方式とスライド方式は出来るだけ効率的で安定した制度とする。」という確認がなされた。

4 「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」においては、「本人の所得保障の水準額は、30才の勤労者の賃金の60%とする。」とあるように、その記載内容は極めてシンプルな表現で、「30才の勤労者の賃金の60%」とあるように基準も極めて明確である。つまり、本人の所得保障の水準額は、国民的合意が得られるように配慮し、勤労者の賃金と同額とせず、「勤労者の賃金の60%」と障害者であることから、いふならば遠慮して基準を設定したものである。この基準は、被害者保障の最低限度の基準を定めたものであり、法的拘束力をもつ確認事項なのである。

「30才の勤労者の賃金の60%」と並んで「算定方式とスライド方式は出来るだけ効率的で安定した制度とする。」という規程が存在する。ここにいう「算定方式」は、「30才の勤労者の賃金の60%」を具体化すべく「本人の所得保障の水準額」を計算する、いわゆる具体的な算定方式を制度化することを意味する。「勤労者の賃金の60%」という基準を変更することは許されていない。

5 ひかり協会は、昭和60年11月10日の理事会で「30歳代を迎えての被害者救済事業のあり方」を決定し、昭和61年1月26日の理事会で「生活保障水準額 110,000円」と決定した。広報内容は、「生活手当：支給月額＝『生活手当の保障水準額』－『受給中の障害基礎年金額』（注）「保障水準額は110,000円とし、障害基礎年金にスライド」と云うものであった。

ひかり協会の広報では、保障水準額110,000円が、勤労者のどのような賃金を基準として、その60%として決定されたのかは不明である。勤労者の賃金の基準額が明らかにされていない。「勤労者の賃金の60%」という基準からして「勤労者の賃金」の額を定めなければならない。毎年公開されている賃金センサス（賃金構造基本統計調査：厚生労働省統計情報部編）を参考にしてどの基準を採用するかなど具体的な検討がなされて然るべきである。しかし、ひかり協会の準備書面では、この点は明らかにされていない。主張としては、「生活手当、・・・61年4月実施時の月額を59年度ベースの110%とし、・・・」「各手当の月額は・・・生

活手当 保障水準額 110,000円」とあるのみである。

6 ところで、守る会は、別事件の準備書面において、先述したように、「ひかり協会が支給している生活手当及び生活保障水準額の検討過程は、・・・『ひかり協会が設定する生活保障水準額において反映させる1983年当時の賃金の状況として、公害健康被害補償制度を参考にした。男・30~34才197,500円と女・30~34才119,800円の単純平均158,650円の6割である95,190円を一つの根拠とした。また、厚生年金の全受給者平均が114,204円であったことも根拠とし、最終的に1986年度の支給開始時の生活保障水準額を110,000円と決定した。」と主張がなされた。

このことは、ひかり協会が、「勤労者の賃金の60%」という法的拘束力のある基準に違反し、この基準を全く反古にして「勤労者の賃金」の80%を基準にして「障害補償基準額」が定められている「公害健康被害補償制度」における「障害補償標準給付基礎月額」を基準として、生活手当の保障水準額を決定したことを意味する。

ここには、故意に、ヒ素ミルク被害者の生活手当の保障水準額を低額に抑える意図をうかがい知ることが出来る。「公害健康被害補償制度」によるならば、被害者の生活手当の保障水準額は、「勤労者の賃金の48%」にしかないものであり、ひかり協会は、この時点において、「勤労者の賃金の60%」を「勤労者の賃金の48%」と訂正して広報すべきであった。にもかかわらず、ひかり協会・守る会、森永は、被害者の救済を恒久対策案にそって実行する義務を怠り、さらには確認事項に違反して、その後も、「勤労者の賃金の60%」という基準で生活手当の保障水準額が定められていると虚偽の広報を出し続けてきたものであり、その結果、被害者をして「勤労者の賃金の60%」の生活手当の保障水準額であるかのように誤信させて、さらには、被害者が年齢を重ね、歳を取っても「30才の勤労者の賃金の60%」を基準とする生活手当の支給を受けさせてきたものであり、民法709条の不法行為責任を負うものである。

平成24年(わ)第737号

原告 榎原鈴子

被告 公益財団法人ひかり協会 外3名

平成24年11月19日

岡山地方裁判所第2民事部合議係御中

原告代理人弁護士大石和昭

準備書面

平成24年11月6日付け原告準備書面の一部を以下のとおり訂正する。

(1) 第1 4 のp3の3行目「それに加えて」を「それに加えて人によっては」に訂正する。

(2) 第1 4 のp3の5行目「付加給付」を「障害者基礎年金1級3万5373円、2級2万8300円」に訂正する。

(3) 第1 5 のp3の11行目「『付加給付』は支給されなくなった」とあるのを「『付加給付』にかわり『介護手当』が支給されるようになった。」に訂正する。

(4) 第1 11 のp4の2行目からの表を以下のとおり変更・訂正する。

1983 男 197.500 女 119.800 158.650 95.190 50.000 58.652 108.652
(198.312) (118.987)

2006 男 353.100 女 204.200 278.650 167.190 57.642 82.508 140.150
(348.312) (208.987)

(注1) 括弧内の数字は公害健康被害補償制度の金額を100%に直し、それを基準に60%を算出した金額。

(注2) ひかり協会の云う生活保障水準額とは、「生活手当+障害者基礎年金」の合算額を云う。

(5) 第1 12 のp4の12行目の「付加手当(40.00円)=90.000円」を「障害基礎年金(58.652円)=108.652円」と訂正する。

また、13行目の「1級57.642円を比較すると0.64倍とむしろ大幅に低下している」を「1級57.642円+障害者基礎年金82.508円=140.150円を比較すると1.28倍となり、公害健康被害補償制度の伸び率より大幅に低下している。」と訂正する。

(6) 第2 1 p4の23行目の「それに加えて」を「それに加えて人によっては」に訂正する。

(7) 第2 1 p4の24行目の「2級には同2万円が支給され」のあとに「(原告は受給していない)」を加える。

- (8) 第2 1 p 4の26行目の「付加給付」を「障害者基礎年金」に訂正する。
- (9) 第2 1 p 4の27行目の「上まわっていた。」を「逸脱するものではなかった。」に訂正する。